

ディスクロージャー誌

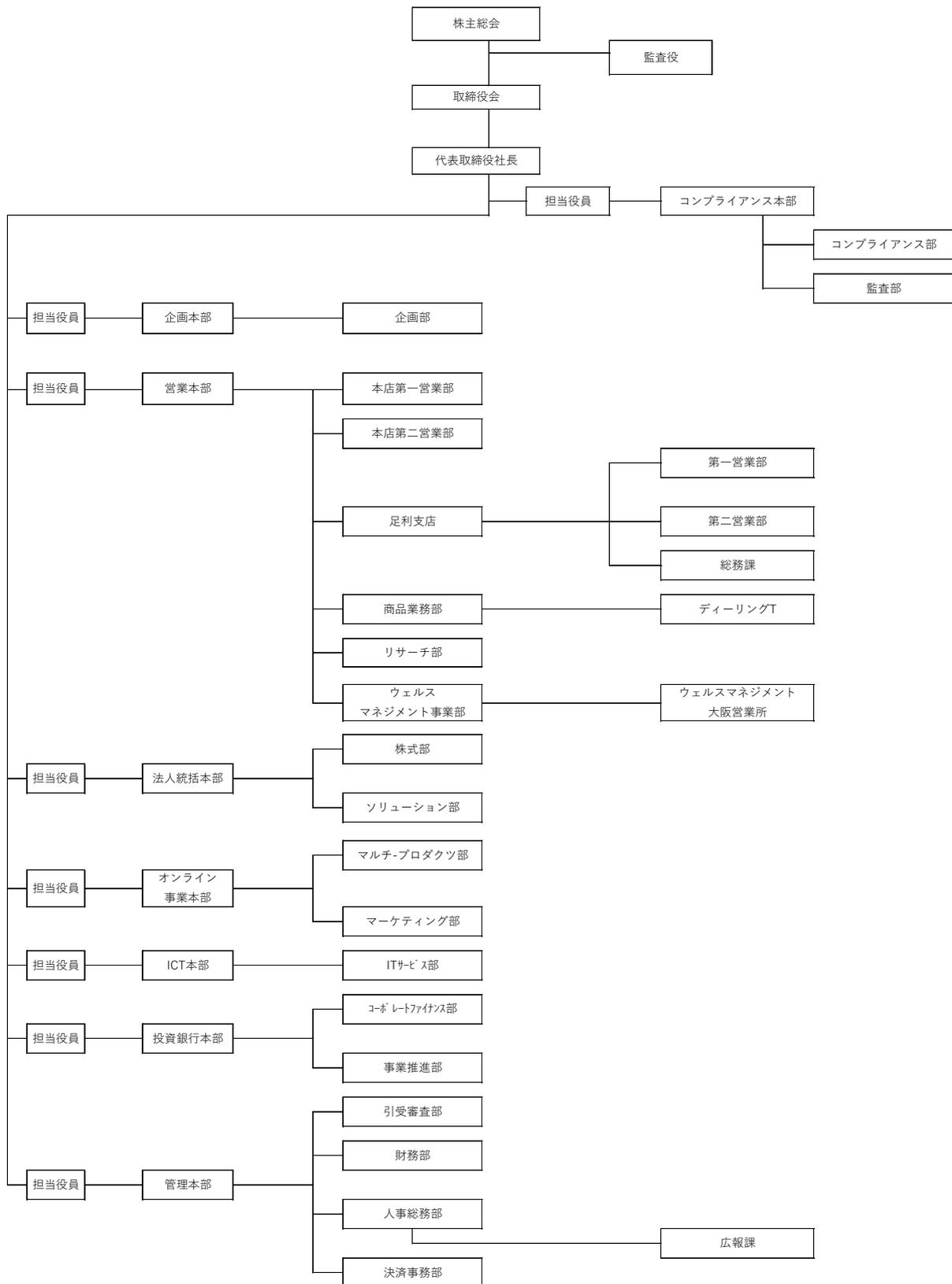
【令和5年3月期】

フィリップ証券株式会社

〃	24年	5月	商品先物取引法に基づく商品先物取引業の許可を得る。
〃	〃	〃	日本商品先物取引協会加入。
〃	〃	〃	日本商品委託者保護基金加入。
〃	〃	〃	株式会社東京工業品取引所の貴金属市場、石油市場、中京石油市場及びゴム市場の受託取引資格、並びに同市場に係る株式会社日本商品清算機構の自社清算資格を取得。
〃	〃	7月	資本金を9億5,015万円に増資。
〃	〃	〃	その他業務(届出業務)「商品先物取引法第2条第21項に規定する商品市場における取引等に係る業務」開始。
〃	〃	〃	株式会社TOKYO AIM取引所と東京証券取引所の合併に伴い、TOKYOPRO MarketのJ-Adviserとなる。
〃	25年	7月	株式会社東京商品取引所の農産物・砂糖市場の受託取引資格、並びに同市場に係る株式会社日本商品清算機構の自社清算資格を取得。
〃		10月	サイバークオート株式会社(100%出資子会社)を設立。
〃	27年	6月	株式会社日本商品清算機構において、株式会社東京商品取引所の貴金属市場、石油市場、中京石油市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場に係る他社清算資格を取得。
〃	〃	10月	大阪営業所の開設。
〃	28年	11月	オンラインによる日経225先物・オプション取引「すばトレ！」のサービス提供開始。
〃	29年	3月	当社の提供するオンラインサービス「すばトレ！」で、商品先物取引の取扱い開始。

② 事業の内容

(1) 経営組織



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

取引所名	当社における取扱商品	
(株)東京商品取引所	エネルギー	ガソリン、灯油、原油、電力
	中京石油	ガソリン、灯油

ロ. 外国商品市場に係る業務

当社は、特定委託者・特定当業者向けに、当社のグループ企業である Phillip Nova Pte Ltd 及び Phillip Capital Inc. を取次先とした、外国商品市場における取引の委託の取次ぎ業務を行っております。

また、外国商品市場取引を希望される法人顧客に対し、Phillip Nova Pte Ltd を紹介する業務を行っております。

ハ. 店頭商品デリバティブ業務

当社は、商品 CFD 取引業務を取り扱っております。

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

該当する業務は行っておりません。

(b) 兼業業務

イ. 第1種金融商品取引業

- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（商品関連市場デリバティブ取引を含みます）
- ・取引所金融商品市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ・有価証券の売出し
- ・有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ・有価証券の元引受け（損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの以外のもの）
- ・有価証券の引受け
- ・有価証券等管理業務
- ・商品関連市場デリバティブ取引

ロ. 金融商品取引業に付随する業務

- ・有価証券の貸借業務
- ・信用取引に付随する金銭の貸付業務
- ・保護預り有価証券担保貸付業務
- ・有価証券に関する顧客の代理業務
- ・受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払いに係る代理業務
- ・累積投資契約の締結業務
- ・他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務
- ・他の事業者の経営の相談に応じる業務
- ・通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理にかかる業務

ハ. 保険業法第2条第26項に規定する保険募集

ニ. その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務

③ 営業所、事務所の状況

(令和5年3月31日現在)

名称	所在地	電話番号
本店	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町4番2号	03-3666-2321
本店別館	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町4番3号兜町ビル3階	03-4589-3300
足利支店	〒326-0822 栃木県足利市田中町32番地10	0284-73-1191
ウェルスマネジメント 大阪営業所	〒530-0043 大阪府大阪市北区天満1丁目5番2号	06-6357-5500

④ 財務の概要

決算年月 令和5年3月期

(a) 資本金	950,150 千円
(b) 営業収益	1,664,279 千円
(c) 受取手数料	74,226 千円
(d) トレーディング損益	149,984 千円
(e) 経常損益	153,011 千円
(f) 当期純損益	▲23,705 千円
(g) 自己資本規制比率	243.8%

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,155,000 株 (令和5年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場です。

⑥ 上位10位までの株主の氏名等

(令和5年3月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
Phillip Brokerage Pte.Ltd	1,155,000株	100.00%
合計 1名	1,155,000株	100.00%

⑦ 役員状況

(令和5年3月31日現在)

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	永堀 真	有	常勤
取締役	根本 正明	無	常勤
取締役	大泉 英紀	無	常勤
取締役	尾形 雅樹	無	常勤
取締役	リム ウェン ジアン リューク	無	非常勤
監査役	小森 道雄	無	常勤

⑧ 役員及び使用人の数

(令和5年3月31日現在)

	役員	うち非常勤	使用人	合計
総数	6名	1名	81名	87名
(うち外務員数)	(1名)	(0名)	(4名)	(5名)

(注) 嘱託社員を含み、当社から子会社への出向者(兼務出向を除く)を除いております。

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

ドル円相場が4月に期中最安値の1ドル121円代で始まった後、米FRBによる積極的な利上げに伴う日米金利差の拡大もあり10月には151円代まで更新し、1990年8月以来の円安水準となりました。そんな中、商品先物取引業に係る商品市場取引の取引高は622千枚（前年比49.11%）となり、前年を大きく下回りました。

商品市場取引のうち、親会社グループの外国先物取引業者であるPhillip Nova Pte Ltdを介した海外顧客からの取引高は611千枚（前年比49.88%）で当社取引全体の98.30%になります。国内商品先物取引取次業者を介した国内顧客からの取引高0.7千枚（前年比65.40%）と合わせると当社取引の98.42%を占めます。

その結果、当事業年度の国内商品市場取引に係る委託手数料は74百万円（前年比53.38%）となりました。

外国商品市場取引では、委託手数料が11百万円（前年比109.84%）となりました。

店頭商品デリバティブ取引については、商品トレーディング損益が6百万円（前年比136.97%）となりました。

以上の結果、当事業年度の商品先物取引業に係る営業収益は92百万円（前年比59.77%）であり、当社全体営業収益（16億64百万円）の5.54%程度となっております。

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引	売 買 高 : 622,484 枚 受取手数料 : 74,226 千円
(b) 外国商品市場取引	売 買 高 : 49,477 枚 受取手数料 : 11,776 千円
(c) 店頭商品デリバティブ取引	該当事項はありません。

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引	該当事項はありません。
(b) 外国商品市場取引	該当事項はありません。
(c) 店頭商品デリバティブ取引	トレーディング損益 : 6,226 千円

② 取引開始基準

当社は、次のいずれかに該当する方については商品先物取引不適格者とし、取引開始基準を満たさないものとします。

- ・商品先物取引をするために借入れをする方
- ・過去に商品先物取引事故を惹起した方、恣意的に紛議を多発した方、その他商品先物取引における秩序を乱すと思料される方
- ・損失が生ずるおそれのある取引を望まない方
- ・反社会的勢力と関係を有している方
- ・未成年、成年被後見人、被補佐人、被補助人、精神障害、知的障害、認知障害に該当する方
- ・生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- ・破産者で復権を得ない方

お客様が上記のいずれにも該当せず、以下の要件を満たす場合、口座開設申込および商品先物取引の開始をすることができます。

- ・国内に居住されている方
- ・年齢が満 20 歳以上 75 歳未満の方
- ・インターネット環境が整っており、取引に支障なくパソコンを利用することができる方
- ・会話に支障なく、日本語でのコミュニケーションが可能な方
- ・電話および電子メールにより、常時連絡がとれる方
- ・証拠金取引等のいわゆるレバレッジ商品の取引経験を半年以上有する方
- ・商品取引所の定める受託契約準則および当社の定める各種規程、約款、ルール等に同意いただける方
- ・各商品の取引の特徴やリスクを十分理解し、自己の責任と判断において取引できる方
- ・取引に必要な個人情報を正確にご提供できる方

なお、口座開設申込書及び本人確認書類等受入れ後、当社において口座開設審査を行うこととなります。審査の結果によっては口座開設のご希望に添えかねる場合がございますので予めご了承ください。

③ 顧客数

国内商品市場取引	8名	(令和5年3月31日現在)
外国商品市場取引	1名	(令和5年3月31日現在)
店頭商品デリバティブ取引	9名	(令和5年3月31日現在)

3. 経理の状況
① 貸借対照表

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	30,880,298	流 動 負 債	28,842,275
現金・預金	2,464,117	トレーディング商品	956
預託金	10,515,831	デリバティブ取引	0
顧客分別金信託	8,470,000	デリバティブ取引(FX)	956
顧客区分管理信託	2,026,684	信用取引負債	1,983,540
その他の預託金	19,147	信用取引借入金	1,686,799
トレーディング商品	7,450	信用取引貸証券受入	296,740
デリバティブ取引	0	預り金	8,330,933
デリバティブ取引(FX)	7,450	受入保証金	16,424,314
約定見返勘定	203	受取差金勘定	28,843
信用取引資産	2,560,448	短期借入金	1,500,000
信用取引貸付金	2,291,672	前受収益	20,225
信用取引借証券担保	268,776	未払金	534,225
立替金	921	未払費用	6,976
短期差入保証金	13,855,957	未払消費税等	7,059
支払差金勘定	1,033,101	未払法人税等	5,200
前払費用	11,650		
保管有価証券	218,064	固 定 負 債	2,068,493
未収入金	90,492	繰延税金負債	2,032,908
未収収益	51,914	退職給付引当金	26,585
その他の流動資産	69,650	その他の固定負債	9,000
貸倒引当金	△322	特 別 法 上 の 準 備 金	113,714
		金融商品取引責任準備金	86,548
		商品取引責任準備金	27,166
固 定 資 産	9,557,992	負 債 合 計	31,024,483
有形固定資産	163,645		
建物	15,135		
器具・備品	14,485		
土地	134,024		
無形固定資産	45,761		
ソフトウェア	35,972		
電話加入権	3,004		
ソフトウェア仮勘定	6,785		
投資その他の資産	9,348,584		
投資有価証券	8,956,204		
関係会社株式	5,000		
出資金	2,109		
長期貸付金	192,000		
長期差入保証金	192,845		
長期前払費用	425		
その他の投資等	983		
貸倒引当金	△983		
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		株 主 資 本	4,807,563
		資本金	950,150
		資本剰余金	1,112,510
		資本準備金	577,422
		その他資本剰余金	535,088
		利益剰余金	2,744,903
		利益準備金	590,000
		その他利益剰余金	2,154,903
		繰越利益剰余金	2,154,903
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,606,243
		その他有価証券評価差額	4,606,243
		純 資 産 合 計	9,413,807
資 産 合 計	40,438,290	負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,438,290

② 損益計算書

損 益 計 算 書

(令和 4 年 4 月 1 日から
令和 5 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益		1,664,279
受 入 手 数 料	1,386,100	
ト レー デ ィ ン グ 損 益	149,984	
金 融 収 益	128,194	
金 融 費 用		41,018
純 営 業 収 益		1,636,260
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,711,908
取 引 関 係 費	551,179	
人 件 費	676,710	
不 動 産 関 係 費	131,221	
事 務 費	245,424	
減 価 償 却 費	15,178	
租 税 公 課	31,506	
そ の 他	60,687	
営 業 損 失		88,647
営 業 外 収 益		248,833
営 業 外 費 用		7,185
経 常 利 益		153,001
特 別 損 失		149,177
貸 倒 損 失	128,265	
金融商品取引責任準備金繰入	20,911	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,823
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		27,529
当 期 純 損 失		23,705

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(令和 3 年 4 月 1 日 から
令和 4 年 3 月 31 日 まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	950,150	577,422	535,088	1,112,510	590,000	2,178,608
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	△23,705
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△23,705
当 期 末 残 高	950,150	577,422	535,088	1,112,510	590,000	2,154,903

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	2,178,608	4,831,268	5,177,622	5,177,622	10,008,892
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益	△23,705	△23,705	—	—	△23,705
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	△571,379	△571,379	△571,379
事業年度中の変動額合計	△23,705	△23,705	△571,379	△571,379	△595,085
当 期 末 残 高	2,154,903	4,807,563	4,606,243	4,606,243	9,413,807

④ 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)の規定の他、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)及び「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定)に準拠して作成しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券及びデリバティブ取引の評価基準及び評価方法

イ. トレーディング商品に属する有価証券等

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引については、時価法を採用しております。

ロ. トレーディング商品に属さない有価証券等

その他有価証券

a. 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

b. 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産・・・定額法を採用しております。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定額法を採用しております。

無形固定資産・・・自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から中小企業退職金共済制度からの給付相当額を控除した金額を計上しております。

② 貸倒引当金の計上基準

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別の回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

顧客との契約から生じる収益として主に「委託手数料」、「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」、「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」、「その他の受入手数料」を認識しています。

「委託手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点で収益を認識しております。

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」においては、有価証券の発行会社等との契約に基づき、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った時点で充足されることから、条件決定日等の当該業務の完了時に収益を認識しております。

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申し込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時に収益を認識しております。

「その他の受入手数料」には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「上場支援業務」「商品先物関連手数料」となります。

「上場支援業務」においては、提案、助言、価格算定又は各種書類作成支援等含むアドバイザーサービス等を履行する義務を負っております。取引価格は固定報酬だけでなく契約金、意向表明、上場申請、成功報酬が設定される場合があります。当該手数料においては、それぞれのサービス提供完了時に収益を認識しております。

「商品先物関連手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買

執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点で収益を認識しております。

(5) 特別法上の準備金の計上基準

- ① 金融商品取引責任準備金の計上基準
証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより、算出された額を計上しております。
- ② 商品取引責任準備金の計上基準
商品事故による損失に備えるため、「商品先物取引法」第221条の規定に基づき、「商品先物取引法施行規則」第111条に定めるところにより、算出された額を計上しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類に与える影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 263,323 千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	25,615 千円
長期金銭債権	192,000 千円
短期金銭債務	4,519 千円
- (3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保資産の対象となる債務		担保に供している資産		
科目	期末残高	土地	投資有価証券	計
短期借入金	1,500,000	134,024	2,545,732	2,679,756
金融機関借入金	1,000,000	134,024	403,700	537,724
証券金融会社借入金	500,000	-	2,142,032	2,142,032
信用取引借入金	1,686,799	-	-	-
計	3,186,799	134,024	2,545,732	2,679,756

- (注) 1. 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
2. 上記のほか、信用取引借入金の担保として、顧客より委託保証金の代用として受入れた質権有価証券を1,754,580千円差し入れております。
3. このほか、一般貸株の担保として投資有価証券を50,462千円、会員信認金として現金を16,900千円、取引参加者保証金として現金を12,200千円、清算預託金として

現金を 140,247 千円及び投資有価証券を 1,660,680 千円、参加者基金預託金として現金を 25,000 千円、当初証拠金として現金を 33,903 千円及び投資有価証券を 307,417 千円、清算基金として投資有価証券を 455,272 千円、清算参加者証拠金として投資有価証券を 32,296 千円、ほふりクリアリングの担保指定証券として投資有価証券を 504,625 千円差し入れております。

(4) 差し入れた有価証券の時価額

信用取引貸証券	309,818 千円
信用取引借入金の本担保証券	1,694,138 千円
差入保証金代用有価証券	1,754,580 千円
その他の担保として差し入れた有価証券	6,638,478 千円

(5) 差し入れを受けた有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	2,264,247 千円
信用取引借証券	267,505 千円
受入保証金代用有価証券（再担保提供同意を得たもの）	10,158,602 千円

(6) 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金	金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項
商品取引責任準備金	商品取引責任準備金
商品先物取引法第 221 条	商品先物取引法第 221 条

【損益計算書に関する注記】

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	141,806 千円
-----------------	------------

(2) 営業外収益

営業外収益は、主に投資有価証券である日本取引所グループからの受取配当金であります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,155,000 株
------	-------------

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

減価償却資産	12,299 千円
金融商品取引責任準備金	23,328 千円
商品取引責任準備金	8,318 千円
貸倒引当金	400 千円
退職給付引当金	8,140 千円
減損損失	4,887 千円
貸倒損失	46,991 千円
未払事業税	1,351 千円
その他	1,385 千円
繰延税金資産合計	107,102 千円
評価性引当額	△ 107,102 千円
繰延税金資産合計	— 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,032,908 千円
繰延税金負債合計	2,032,908 千円
繰延税金負債の純額	2,032,908 千円

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券の売買、有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業を主たる事業として行っております。これらの事業を行うため、当社では主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、各ディーラーごとにマーケットリスク枠及びポジション運用枠を配分し、運用基準を設定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受入れた預り金や受入保証金等があります。

預金は預入先の信用リスクに、信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための6ヶ月以内の短期貸付金で顧客の信用リスクに晒されています。

顧客分別金信託は金融商品取引法により当社の固有の資産と分別され信託銀行に信託さ

れておりますが、その信託財産は信託法により保全されております。

自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のため保有しているもの、純投資目的、事業推進目的で保有しているものがあり、これらは各発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引では、自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務における先物取引及び店頭外国為替証拠金取引を行っておりますが、これは原証券の市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

信用リスクの管理については、リスク管理規程等の社内規程に則して管理を行っております。

当社が保有する預金は、預入先を信用度の高い金融機関を中心に預け入れることを基本としております。

信用取引貸付金については、顧客管理に関する規程等の社内規則に基づき、個別与信先の信用力等に応じて与信限度額等を設定するなどして適正なリスク管理を行う体制としております。

商品有価証券及び投資有価証券については、商品業務部及び決済事務部にて株価の把握等を適切に行うことで管理しております。

ロ. 市場リスクの管理

市場リスクについても、リスク管理規程等の社内規程に則して管理を行っており、株価、外国為替相場等の動向を適切に認識し、リスクの把握を行っております。

具体的には、決済事務部において日々の市場リスク相当額を「標準的方式」を用いて算出を行い、リスク管理部門の責任者である内部管理統括責任者及び経営陣へ報告する体制により管理しております。

なお、店頭外国為替証拠金取引は顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しておりますので、顧客との取引に伴う為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避する体制を取っております。

ハ. 流動性リスクの管理

流動性リスクについては、必要な資金確保に支障をきたすことがないよう、総合事務部において日々の資金繰りの状況を的確に把握して、手元流動性を維持することで管理を行っております。

なお、資金繰りの状況については、財務総務部長より内部管理統括責任者及び経営陣へ報告が行われる体制となっております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照) また、現金・預金、顧客分別金信託、顧客区分管理信託、信用取引資産、短期差入保証金、支払差金勘定、信用取引負債、預り金、受入保証金、短期借入金、受取差金勘定は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性が乏しい金融商品については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,600,000	1,582,336	△17,664
その他有価証券	7,352,724	7,352,724	—
資産計	8,952,724	8,935,060	△17,664

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格、債券は割引キャッシュ・フロー法により算定しております。

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券はその将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資信託については、取引所の最終価格若しくは最終気配値又は基準価額を時価としております。ただし、レベルの分類については、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

(注2) 市場価格のない株式等及び出資金

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	3,480
出資金(※1)	2,109
関係会社株式(※1)	5,000

(※) 市場価格のない株式等及び出資金は、金融商品の時価情報「投資有価証券」に、含めておりません。

(※1) 非上場株式及び関係会社株式並びに出資金

市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	2,464,117	—	—	—
顧客分別金信託	8,470,000	—	—	—
顧客区分管理信託	2,026,684	—	—	—
信用取引資産	2,560,448	—	—	—
合計	15,521,250	—	—	—

(※) 償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
信用取引負債	1,983,540	—	—	—
短期借入金	1,500,000	—	—	—
合計	3,483,540	—	—	—

(※) 返済予定額が見込めないものは含めていません。

(注5) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	59,072	6,637,998	6,578,926
	投資信託	654,501	714,725	60,224
合計		713,573	7,352,724	6,639,151

(注6) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	時価	貸借対照表計上額	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,582,336	1,600,000	△17,664
合計		1,582,336	1,600,000	△17,664

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	サイバークォート株式会社	所有直接100%	資金の援助 経費の立替 システム関連業務の委託 従業員の出向 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金	192,000
				経費の立替	2	立替金	2
				利息の受取	2,361	未収入金	782
				商品先物取引	—	受入保証金	546
				システム利用料及び保守料	134,289	未払金	3,972
				従業員出向料等	25,476	未収入金	23,313
				不動産費等	2,955	未収入金	1,083
				業務受託収入	5,155	未収収益	432

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) サイバークォート株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年、最終弁済日の返済としております。但し、借主との協議の上、繰上返済することも可能としております。なお、担保は受入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
親会社の役員及び近親者が議決権の過半数を有している会社等の子会社	フィリップ・ハブ・プライベートリミテッド	なし	カバー取引の相手先	保証金の差入(注)	650,000	短期差入保証金	631,800	
				保証金の返戻(注)	1,012,500			
			先物取引の相手先	証拠金の受入(注)	58,100,000	受入保証金		7,154,837
				証拠金の返戻(注)	75,683,620			
				手数料の受入	161,954	未収収益		
			フィリップ・セキュリテイズ・プライベートリミテッド	なし	外国株証券取引の相手先	預託金の差入(注)		5,234
	預託金の返戻(注)	-						
	日本株証券取引の相手先	預り金の受入(注)			1,624,000	預り金	91	
		預り金の返戻(注)			-			
		手数料の受入			7,285			未収収益
	フィリップ・セキュリテイズ(HongKong)リミテッド	なし			外国株証券取引の相手先	預託金の差入(注)	-	預託金
			預託金の返戻(注)	-				
			日本株証券取引の相手先	預り金の受入(注)	616,980	預り金	-	
				預り金の返戻(注)	-			
				手数料の受入	3,299			未収収益

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 未実現損益を加味し、適正な水準の保証金を差し入れています。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 8,150円48銭

(2) 1株当たり当期純利益 △20円52銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

【退職給付に関する注記】

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金規程に基づく退職一時金制度を採用し、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度から支給する制度であります。退職給付債務の算定については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(2) 確定給付制度

- ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|---------------|------------------|
| 期首における退職給付引当金 | 33,240 千円 |
| 退職給付費用 | 980 千円 |
| 退職給付の支払額 | △6,197 千円 |
| 制度への拠出額 | <u>△1,438 千円</u> |
| 期末における退職給付引当金 | <u>26,585 千円</u> |
- ② 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金資産及び退職給付引当金の調整表
- | | |
|---------------------|-------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 62,699 千円 |
| 年金資産 | <u>△36,113 千円</u> |
| | <u>26,585 千円</u> |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>26,585 千円</u> |
| 退職給付引当金 | <u>26,585 千円</u> |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>26,585 千円</u> |
- ③ 退職給付に関連する損益
- | | |
|----------------|--------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 980 千円 |
|----------------|--------|

【その他】

計算書類及び附属明細書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

⑤ 監査に関する事項

会社法第 436 条第 2 項の規定に基づき、計算書類について、Mazars 有限責任監査法人による監査を受けております。